



平成 27 年 7 月 24 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
7月 8日	0.065	0.089	0.102	0.078
7月22日	0.065	0.088	0.103	0.079

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら 幼稚園	裏磐梯 幼稚園
7月 8日	0.109	0.083	0.107	0.111	0.083	0.085
7月22日	0.113	0.083	0.106	0.115	0.082	0.085

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
7月 8日	0.100	0.090	0.080	0.080	0.086
7月22日	0.090	0.090	0.080	0.080	0.086

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村 民 グラウンド
7月 8日	0.090	0.060	0.110	0.122	0.100
7月22日	0.090	0.110	0.080	0.119	0.090

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では7月21日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去154回実施しております。
検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。
平成27年7月17日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されていません。なお、各
学校夏休みのため、2学期が始まりましたら検査を再開致します。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

北塩原村構造改善センター(北山)内に北塩原村農産物検査室を設置し、自家用野菜・土壌・肥料等の検査を実施しています。

特に、「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めいたします。

希望される方は、平日の午前9時から午後4時までに、下記の問合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■農林産物のモニタリング検査実施について

今年度も県においてモニタリング検査が実施されております。それぞれ3点以上の検査が必要ですが、昨年検出されなかった農産物は1点以上でよいことになりました。

なお、葉ワサビ及び、野生きのこは基準値以内でも販売できませんのでご注意ください。

①検査時期

◎農産物

毎週月曜日～水曜日の11:00頃まで役場に着けば2日後に結果が判明します。それ以降は翌週となります。

◎林産物

毎週月曜日9:00まで役場に着けば翌日に、その後～水曜日11:00頃まで役場に着けば金曜日に結果が判明します。

②採取量

農林産物共に原則1Kg。数量困難品目は500g程度でよいものもありますので、農林課農林班にお問い合わせください。

③「栽培きのこ」を販売される方へ

きのこは放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われております。

「栽培きのこ」を出荷・販売する場合には、事前に福島県の放射性物質検査を受け、基準値以内であることが必要です。検査はロット単位に次の手順で行われます。

◎生産資材検査

「きのこ」の発生1ヶ月前に生産資材(ほだ木、菌床)の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後検査する必要はありません。

◎「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。(きのこは軸をつけたまま洗わずに出してください。)

なお、生産資材検査が終了するまで「きのこ」の検査を受けることができませんので注意してください。

◎その他

新たに植菌する場合は、植菌前に原木や菌床材料の検査をお勧めします。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

○巡回相談日時・相談方法 8月19日(水) ※第3水曜日 午前10時～午後4時 【時間予約制】

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

○予約方法 予約専用電話 0242-24-0710

○予約受付時間 午前9時～午後5時 予約の最終受付は前日の午後4時まで[土日・祝日を除く]

○対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

○開催場所

北塩原村自然環境活用センター(巡回相談日以外にも アピオスペースでは月曜日～土曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時までご相談を実施しています。)

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは(1) **中立・公平な立場の仲介委員(弁護士)**が当事者の間に入り、(2) **裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様お一人でも申立てができ、(3) **仲介費用は無料**で(ただし、送料などの実費は発生します。)ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

【支所の住所、受付電話番号】原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住 所 会津若松市一箕町松長1-17-62 電 話 0120-377-155